【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の四の五第三項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の四第六項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第一項及び第二項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含み、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の四の四第四項の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第二項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

五　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

七　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

九　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

十　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

十一　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十二　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十三　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

十三の二　法第二十四条第十二項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の四第六項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書提出外国会社（法第二十七条において準用する場合にあつては、報告書提出外国者）に対する通知及び当該通知に係る聴聞

十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

十五　第四条の二の四第三項の規定による承認

十六　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第百七十二条及び第百七十二条の二の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書及び同条第二項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第五項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第六項の規定による有価証券届出書、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第七項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

３　長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の五ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

５　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　第三条の四ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三　第四条の二の二ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

四　第五条の規定による発行者の指定

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の四の五第三項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の四第六項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第一項及び第二項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含み、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の四の四第四項の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第二項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

五　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

七　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

九　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

十　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

十一　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十二　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十三　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

十三の二　法第二十四条第十二項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の四第六項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書提出外国会社（法第二十七条において準用する場合にあつては、報告書提出外国者）に対する通知及び当該通知に係る聴聞

十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

十五　第四条の二の四第三項の規定による承認

十六　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第百七十二条及び第百七十二条の二の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書及び同条第二項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第五項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第六項の規定による有価証券届出書、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第七項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

３　長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の五ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

５　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　第三条の四ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三　第四条の二の二ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

四　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第二項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

五　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

七　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

九　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

十　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

十一　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十二　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十三　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

（十三の二　新設）

十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

十五　第四条の二第三項の規定による承認

十六　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第百七十二条及び第百七十二条の二の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第四項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

３　長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の八ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

５　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三　第四条の四ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

四　第五条の規定による発行者の指定

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第二項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

五　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

七　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

九　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

十　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

十一　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十二　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十三　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

十五　第四条の二第三項の規定による承認

十六　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第百七十二条及び第百七十二条の二の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第四項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

３　長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の八ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

５　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三　第四条の四ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

四　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

五　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

七　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

九　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

十　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

十一　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十二　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十三　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

十五　第四条の二第三項の規定による承認

十六　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第百七十二条及び第百七十二条の二の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第四項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

３　長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の八ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

５　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三　第四条の四ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

四　第五条の規定による発行者の指定

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

五　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

七　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

九　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

十　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

十一　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十二　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十三　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

十五　第四条の二第三項の規定による承認

十六　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第百七十二条及び第百七十二条の二の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第四項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

３　長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の八ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

５　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三　第四条の四ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

四　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

五　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

七　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

九　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

十　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

十一　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十二　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十三　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

十五　第四条の二第三項の規定による承認

十六　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第百七十二条の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第四項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

（３　新設）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

（三　新設）

三　第五条の規定による発行者の指定

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

五　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

七　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

九　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

十　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

十一　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十二　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十三　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

十五　第四条の二第三項の規定による承認

十六　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第百七十二条の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八　法第百九十三条の二第四項の規定による権限（前条第一項の規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

（二～十四　削除）

二　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

（三～九　新設）

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

（十一、十二　新設）

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

六　第四条の二第三項の規定による承認

（十六～十九　新設）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

六　第四条の二第三項の規定による承認

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

（六　新設）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

【平成14年3月31日 政令第120号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

**第三十九条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項（法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

七　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

八　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

九　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十一　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二　法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三　法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四　法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五　第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六　第五条の規定による発行者の指定

（改正前）

（新設）